

総合評価方式により政策評価を実施する 平成 28 年度実施施策の概要

【目次】

対日直接投資の推進	1
科学技術イノベーションの創造の推進	2
沖縄政策の推進（沖縄振興基本方針）	3
子ども・若者育成支援施策の総合的推進	5
高齢社会対策の総合的推進	6
障害者施策の総合的推進	7
子どもの貧困対策の総合的推進	8
アルコール健康障害対策の推進	9
青年国際交流の推進	10
男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進	11
仕事と生活の調和の推進	14
宇宙開発利用に関する施策の推進	15
子ども・子育て支援の推進	16

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	対日直接投資の推進	担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
評価対象政策名	3. 経済財政政策の推進	評価対象施策名	②対日直接投資の推進
政策評価実施予定時期	平成33年度中	政策評価対象期間	平成27年度～平成32年度
テーマの概要	対日直接投資の推進は、内外資源の融合によるイノベーションを通じて日本経済の成長力を強化することから、その促進のための施策を講じている。		
達成すべき目標	対日直接投資促進に向けた重点施策の取りまとめ、推進体制強化により対日直接投資の拡大を目指す	目標設定の考え方・根拠	「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定) 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)
総合評価方式を採用する理由	対日直接投資の決定要因は、我が国の市場規模、成長見込み、地理的近接性等の要因が大きいため、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があり、政策効果の発現にも時間を要する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により、我が国に対する国際的な注目度が高まる2020年に向けて、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」等の取組を重点的に行うことから、総合評価方式を採用することとした。		
評価の観点	<p>当部局は対日直接投資推進の司令塔である対日直接投資推進会議の事務局として、関係省庁による国内事業環境の改善等のための取組を促す役割を果たしていることから、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に定められた施策について、担当するそれぞれの省庁の実施状況及びその効果等を取りまとめて評価する。</p> <p>1) 小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関における多言語対応の強化 2) 街中での無料公衆無線LANの整備の促進・利用手続の簡素化 3) 地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェットの受入れ環境の整備 4) 外国人留学生の日本での就職支援 5) 我が国に重要な投資を実施した外国企業を対象に副大臣を相談相手としてつける「企業担当制」の実施 等</p> <p>また、「日本再興戦略」において2020年までに対日直接投資残高を35兆円にすることを目標としており、これも評価する。</p>		
主な指標等	<p>○「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に定められた各施策の実施状況等</p> <p>○対日直接投資額</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	「対日直接投資推進会議」において学識経験者等の意見を活用する。		
関連予算	予算額計(百万円)		当初予算額(百万円)
	25年度	26年度	27年度
	9	9	12
			10
	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 改訂版」(平成27年12月24日閣議決定)		
備考	関連予算は、内閣府の予算のみ		

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	科学技術イノベーション創造の推進	担当部局名	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)		
評価対象政策名	7. 科学・イノベーション創造の推進	評価対象施策名	② 科学技術イノベーション創造の推進		
政策評価実施予定時期	平成31年度	政策評価対象期間	平成26年度から平成30年度まで		
テーマの概要	関係省庁において様々な研究開発が進められている中で、重複や、連携・橋渡しが不十分といった課題があった。そのため、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を強化し、内閣府計上の予算を活用して、国家的に重要な研究開発を府省横断で推進する「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設する。これにより、府省・分野の枠を超えて、基礎研究から実用化・事業化までを見据えた研究開発を強力に推進していく。				
達成すべき目標	総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省や分野の枠を超えたマネジメントに主導的役割を果たすことで、科学技術イノベーションの実現を果たす。	目標設定の考え方・根拠	日本の経済再生と持続的経済成長を実現するには、科学技術イノベーションが不可欠である。		
総合評価方式を採用する理由	本施策は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があり、制度全体の評価も行うことなどから、総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	<p>研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)」に沿って実施するとされている。これに基づき、総合科学技術・イノベーション会議において、以下の視点での評価を実施する予定。</p> <p>①制度全体の評価 SIPの制度が適切な仕組みとなっているかを評価する。 ＜評価の視点＞ ・SIPに特徴的に見られる制度設計(プログラムディレクターの配置、目未定調整費の活用、管理法人の活用等)は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などに良い影響を与えられるか(与えられたか)。SIPの制度に改善すべき点はないか。</p> <p>②各課題の評価 SIPの各対象課題の進捗状況を評価する。 ＜評価の視点＞ ・意義の重要性、SIPの制度の目的との整合性 ・目標(特にアウトカム目標)の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い ・適切なマネージメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか。 ・実用化・事業化への戦略性、達成度合い</p>				
主な指標等	<p>① 制度全体の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの妥当性 ・関係府省庁の参加状況 ・関係事業者、大学等の参加状況 ・管理法人の活用度合い <p>② 課題の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標(アウトカム目標)の妥当性 ・各課題が設定した目標(特にアウトカム目標)に向けた工程表の達成度合い ・実用化・事業化への達成度合い 				
学識経験を有する者の知見の活用	総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)は8名の有識者議員(うち2名は常勤議員)で構成されている。SIPの評価は、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員で構成されるガバナリングボードにおいて、専門的知見に基づき実施する。ガバナリングボードにはさらに、外部から専門家を招へいすることで第三者性を取り入れ、知財管理や倫理問題等の横断的な視点からも評価を行う体制とする。				
関連予算	予算額計(百万円)		当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)	
	25年度	26年度	27年度		28年度
	—	50,000	50,000	50,000	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日閣議決定)				
備考	健康・医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部の下で推進する。				

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	沖縄政策の推進(沖縄振興基本方針)		担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当)・沖縄振興局	
評価対象政策名	11. 沖縄政策の推進		評価対象施策名	沖縄政策に関する施策の推進	
政策評価実施予定時期	平成34年4月以降		政策評価対象期間	平成26年度から平成33年度まで	
テーマの概要	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づき策定された沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)に基づき、沖縄振興策を推進する。				
達成すべき目標	沖縄が日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に進める。	目標設定の考え方・根拠	・沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) ・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)		
総合評価方式を採用する理由	現行の沖縄振興特別措置法の期限が平成33年度末であり、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画の評価と同時期に総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	<p>沖縄振興策の推進に関する政策について、沖縄振興基本方針に掲げる以下の施策がどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。なお、評価に当たっては、沖縄振興審議会が行う調査審議結果報告等を参考にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項 科学技術の振興に関する基本的な事項 情報通信の高度化に関する基本的な事項 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項 離島の振興に関する基本的な事項 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項 その他の基本的な事項 				
主な指標等	上記の評価に当たっては、主な指標として、県内総生産、1人当たり県民所得、入域観光客数・県内消費額、情報通信関連産業生産額・雇用者数・企業誘致数、農業・林業・漁業産出額、完全失業率、有効求人倍率等を用いる予定。				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、沖縄振興審議会の意見を参考にする。				
関連予算	予算額計(百万円)			分野別等の内訳の資料(別添)	
	25年度	26年度	27年度		28年度
	307,498	351,955	339,224	334,969	<input checked="" type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋)(第189回国会)(平成27年2月12日) 「アジアとのハブである沖縄では、那覇空港第2滑走路の建設を進めます。2021年度まで毎年3千億円台の予算を確保するとして沖縄との約束を重んじ、その実施に最大限努めてまいります。」				
備考	平成26年度までは、評価対象施策の一部について実績評価方式による毎年度の政策評価も実施。平成27年度から、総合評価方式に一本化した。				

平成28年度沖縄振興予算（案） 3,350億円

※平成27年度予算 3,340億円

※対前年度比 +10億円、+0.3%

※（ ）内は前年度予算

沖縄振興一括交付金

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施。

1,613億円（1,618億円）

沖縄振興特別推進交付金（ソフト）

806億円（806億円）

沖縄振興公共投資交付金（ハード）

807億円（811億円）※補正込みで同額

那覇空港滑走路増設事業

那覇空港滑走路増設事業は、東アジアの中心に位置する沖縄の優位性・潜在力を生かすために必要不可欠なインフラづくりであり、「強く自立した沖縄」の実現に向けた起爆剤の役割を担う。

330億円（330億円）

※平成31年度末の供用開始に向け、引き続き実施

沖縄科学技術大学院大学

世界最高水準の教育・研究を行い、イノベーションの国際的拠点となるため、新たな研究棟の建設や新規教員の採用などOISTの規模拡充に向けた取組を支援するとともに、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。

167億円（167億円）

駐留軍用地跡地利用の推進

平成27年3月末に返還された西普天間住宅地区跡地における国際医療拠点構想の具体化に向けた取組や、拠点返還地跡地利用推進のための交付金（10億円）の創設など、駐留軍用地の跡地利用の推進を図る。 12.5億円（3.6億円）

沖縄子供の貧困緊急対策事業

全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた支援員の配置や居場所づくりを、モデル的・集中的に実施する。 10億円（新規）

その他の主な事項

公共事業関係費等：小禄道路、那覇港・石垣港における旅客船ターミナル、那覇空港など産業・観光の発展を支える道路や港湾、空港、農林水産業振興のために必要な生産基盤などの社会資本の整備、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業及び地方公共団体等への補助事業に係る公共事業関係費等を計上。

1,423億円 ※那覇空港滑走路増設事業を含む（1,424億円）

北部振興事業：県土の均衡ある発展を図るため、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業を実施。 51億円（51億円）

鉄軌道等導入課題詳細調査：鉄軌道等に関し、支線を含めたモデルルートや概算事業費等について精査するとともに、制度面などに関して、詳細調査を行う。 1.5億円（2.0億円）

沖縄県北部地域大型観光拠点推進調査：北部地域での国際競争力のある大型観光拠点を核とした観光エリアに期待される役割、滞在型観光の確立や地域連携の推進、支援の在り方等に関する調査を行う。 1.2億円（新規）

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	子ども・若者育成支援施策の総合的推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	①子ども・若者育成支援の総合的推進
政策評価実施予定時期	平成32年中	政策評価対象期間	平成27年度から平成31年度
テーマの概要	子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)に掲げられた施策の総合的な推進を図る。		
達成すべき目標	「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、今後検討を行う。	目標設定の考え方・根拠	子ども・若者育成支援推進法 子供・若者育成支援推進大綱
総合評価方式を採用する理由	子供・若者育成支援施策の推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、おおむね5年ごとの大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。		
評価の観点	「子供・若者育成支援推進大綱」においては、施策の実施状況について、有識者等の意見を聴きながら、点検・評価を行うこととしており、今後、必要な検討を行うこととする。		
主な指標等	「子供・若者育成支援推進大綱」においては、施策の実施状況について、有識者等の意見を聴きながら、点検・評価を行うこととしており、今後、必要な検討を行うこととする。		
学識経験を有する者の知見の活用	「子供・若者育成支援推進大綱」においては、施策の実施状況について、有識者等の意見を聴きながら、点検・評価を行うこととしており、今後、学識経験を有する者の知見を活用する方法について、必要な検討を行うこととする。		
関連予算	予算額計(百万円)		
	25年度	26年度	27年度
	279	270	253
	当初予算額(百万円)		
	28年度		
	248		
	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-		
備考			

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	高齢社会対策の総合的推進			担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進			評価対象施策名	③高齢社会対策の総合的推進
政策評価実施予定時期	平成33年中			政策評価対象期間	平成28年度から平成32年度まで
テーマの概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された高齢社会対策大綱(平成24年9月7日閣議決定)に基づき、基本的考え方に則り高齢社会対策の推進を図る。				
達成すべき目標	高齢社会対策を総合的に推進して、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるような全世代で支え合える社会の確立に寄与する。	目標設定の考え方・根拠	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案に資する。		
総合評価方式を採用する理由	本大綱は、おおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行うとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)に基づく高齢社会対策の推進に関する施策の実施状況について点検・評価を行うため、「高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施状況」及び「高齢化の状況を考慮して講じようとする施策」について、高齢社会対策基本法に基づき設置されている「高齢社会対策会議」において審議のうえ、年次報告として「高齢社会白書」を国会に提出し、政策の必要性について評価を行うもの。				
主な指標等	「高齢社会対策大綱」に掲げた6分野(「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」及び「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」)の施策の実施状況及び成果について、年次報告である白書を参考にしつつ、政策の必要性について評価を行うこととする。				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、「(仮称)高齢社会に関する有識者ヒアリング」(学識経験者で構成)の審議に付し、意見を得る予定である。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	25年度	26年度	27年度	28年度	
	42 (37)	41 (40)	58	37	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					
備考					

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	障害者施策の総合的推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑤ 障害者施策の総合的推進
政策評価実施予定時期	平成30年中	政策評価対象期間	平成25年度～平成29年度
テーマの概要	本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間を対象とするとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。		
達成すべき目標	障害者基本計画(第3次)に定められた個別施策分野について本計画の最終年度である平成29年度末までに内容を着実に推進すること、及び障害者基本法において、その実現を目的としている障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会について、国民への一層の周知を図り、理解を深めること。	目標設定の考え方・根拠	障害者基本法第7条、第11条及びそれに基づく障害者基本計画(第3次)(平成25年9月27日閣議決定)
総合評価方式を採用する理由	本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間を対象とするとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。		
評価の観点	<p>障害者基本計画に基づく障害者施策の総合的推進に関する政策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。</p> <p>1. 当該基本計画の「基本理念」「基本原則」「各分野に共通する横断的視点」の推進状況</p> <p>2. 10の分野別施策(「生活支援(指標:福祉施設入所者の地域生活への移行者数ほか)」「保健・医療(指標:統合失調症の入院患者数ほか)」「教育、文化芸術活動・スポーツ等(指標:特別支援教育に関する個別的教育支援計画作成率ほか)」「雇用・就業、経済的自立の支援(指標:公共職業安定所における就職件数(障害者)ほか)」「生活環境(指標:グループホーム・ケアホームの月間の利用者数ほか)」「情報アクセシビリティ(指標:聴覚障害者情報提供施設設置都道府県数ほか)」「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」「国際協力)」の推進状況(後半の4分野別施策については当該基本計画に明確な成果目標が定められていないので今後評価指標等について検討。)</p> <p>3. 推進体制の状況</p>		
主な指標等	<p>障害者基本計画の分野別施策の推進状況(1～6については数値目標あり)</p> <p>1 生活支援(指標:福祉施設入所者の地域生活への移行者数ほか)</p> <p>2 保健・医療(指標:統合失調症の入院患者数ほか)</p> <p>3 教育、文化芸術活動・スポーツ等(指標:特別支援教育に関する個別的教育支援計画作成率ほか)</p> <p>4 雇用・就業、経済的自立の支援(指標:公共職業安定所における就職件数(障害者)ほか)</p> <p>5 生活環境(指標:グループホーム・ケアホームの月間の利用者数ほか)</p> <p>6 情報アクセシビリティ(指標:聴覚障害者情報提供施設設置都道府県数ほか)</p> <p>7 安全・安心</p> <p>8 差別の解消及び権利擁護の推進</p> <p>9 行政サービス等における配慮</p> <p>10 国際協力</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、障害者政策委員会(委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。)において意見を得る予定である。		
関連予算	予算額計(百万円)		当初予算額(百万円)
	25年度	26年度	27年度
	93 (72)	99 (83)	97
			98
	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			
備考			

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	子どもの貧困対策の総合的推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)		
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑦子どもの貧困対策の総合的推進		
政策評価実施予定時期	平成31年中	政策評価対象期間	平成26年度から平成30年度まで		
テーマの概要	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。				
達成すべき目標	大綱に掲げられた指標の改善	目標設定の考え方・根拠	子どもの貧困対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱		
総合評価方式を採用する理由	子供の貧困対策の総合的推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、おおむね5年ごとの大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	子供の貧困対策に関する大綱に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。その評価に当たっては、大綱に掲げられた25の指標の動向を確認する。				
主な指標等	<p>(大綱の25の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学 ・生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 ・生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 ・生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後) ・生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校等卒業後) ・児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) ・児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後) ・児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) ・児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) ・ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後) ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 ・スクールカウンセラーの配置率(小学校) ・スクールカウンセラーの配置率(中学校) ・就学援助制度に関する周知状況 ・就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合) ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合) ・日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子) ・日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子) ・ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭) ・ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭) ・子供の貧困率 				
学識経験を有する者の知見の活用	子どもの貧困対策会議のもと、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や子供の貧困対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける予定。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	25年度	26年度	27年度		
	-	16 (5)	108	136	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					
備考					

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	アルコール健康障害対策の推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)		
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑧アルコール健康障害対策の推進		
政策評価実施予定時期	今後策定される基本計画に基づき、評価実施時期を設定する。	政策評価対象期間	今後策定される基本計画に基づき、評価予定期間を設定する。		
テーマの概要	アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)に基づき、平成28年5月を目途に、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するための「アルコール健康障害対策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、アルコール健康障害対策の推進を図る。				
達成すべき目標	今後策定される基本計画に定める、各種具体的施策の目標及びその達成時期を踏まえ、設定する。	目標設定の考え方・根拠	今後策定される基本計画に定める、各種具体的施策の目標及びその達成時期を踏まえ、記載する。		
総合評価方式を採用する理由	今後、基本計画が策定され、施策が実施されたあと、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	アルコール健康障害対策基本法においては、アルコール健康障害対策に関する基本的施策が定められており、基本計画には、当該基本的施策を基本として、具体的施策を定めることとなるものと考えられる。 また、基本計画に定める施策については、その施策の具体的な目標及びその達成時期を定めることとされている。 今後、基本計画に定める各種具体的施策の目標及びその達成時期を踏まえ、総合的な観点から評価を行う。				
主な指標等					
学識経験を有する者の知見の活用	基本計画策定に当たっては、有識者及び当事者等の知見活用のため、アルコール健康障害対策関係者会議(学識経験者、当事者等で構成)において、必要な意見聴取を行ったところである。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	25年度	26年度	27年度		
	-	7 (8)	11	16	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					
備考					

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	青年国際交流の推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)														
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑨青年国際交流の推進														
政策評価実施予定時期	平成30年度中	政策評価対象期間	平成25年度から平成29年度まで														
テーマの概要	日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じ、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の共同研修・交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、時代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。																
達成すべき目標	①国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成 ②戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上	目標設定の考え方・根拠	・内閣府設置法 第4条第3項二十八 青少年の健全な育成に関する関係行政期間の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること ・「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進本部決定)														
総合評価方式を採用する理由	本施策は人材育成面、外交面での政策効果が期待されており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、総合評価方式での評価を行う。																
評価の観点	<p>内閣府青年国際交流事業に参加する日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークをいかして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されている。</p> <p>また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみをもち、日本と諸外国との友好の架け橋となることが期待されている。</p> <p>主に、こうした人材育成と外交への寄与の二面から、事業が総体としてどの程度効果を上げているかなどの評価を行うこととする。</p> <p>この際、人材育成面については、事業参加から5～10年を経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか(今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対する発信等)について、アンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。</p> <p>また、外交面については、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。</p>																
主な指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・青年国際交流事業の各事業における参加青年に対する調査において、事業への参加がその後のキャリア形成において役割を果たしたと評価する者の割合 ・青年国際交流事業参加後に社会貢献活動に関わっている事業参加者の割合 ・青年国際交流事業参加後も事業に参加した外国青年等と交流が続いている事業参加者の割合 <p>以上のほか、ヒアリング調査等により、事業参加青年の社会における活躍の状況、外国青年の対日感情等について、定性的に調査。</p>																
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者で構成される評価検討委員会の審議に付し、意見を得る予定である。																
関連予算	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">予算額計(百万円)</th> <th>当初予算額(百万円)</th> <th rowspan="2">分野別等の内訳の資料(別添)</th> </tr> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,052</td> <td>1,174</td> <td>1,351</td> <td>1,412</td> <td><input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。</td> </tr> </tbody> </table>			予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)	25年度	26年度	27年度	28年度	1,052	1,174	1,351	1,412	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)												
25年度	26年度	27年度	28年度														
1,052	1,174	1,351	1,412	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。													
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進本部決定)																
備考																	

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進	担当部局名	男女共同参画局		
評価対象政策名	14. 男女共同参画社会形成の促進	評価対象施策名	(政策14－施策①) 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進		
政策評価実施予定時期	平成32年度(予定)	政策評価対象期間	平成28年度～平成31年度(予定)		
テーマの概要	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。				
達成すべき目標	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において掲げられた目指すべき社会(基本計画期間内に達成すべき目標は、別紙参照)	目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法 第4次男女共同参画基本計画		
総合評価方式を採用する理由	男女共同参画社会形成の促進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、概ね5年ごとの計画の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	<p>第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」という。)で掲げる目指すべき社会の実現に向け、4次計画で定めた政策領域である下記Ⅰ～Ⅳの観点から総合的に評価を行う。なお、評価にあたっては4次計画において重点的に監視・評価すべきとして定めた「政策領域目標」を活用する。(別紙参照)</p> <p>(参考:政策領域)</p> <p>Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍(第1～5分野) 男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。また、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。</p> <p>Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現(第6～8分野) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。また、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。</p> <p>Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9～12分野) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。また、国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。</p> <p>Ⅳ 推進体制の整備・強化 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。</p>				
主な指標等	別紙参照				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の実施にあたっては、男女共同参画会議での知見を活用する予定。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	25年度	26年度	27年度		
	7,357,489	7,698,194	7,904,376		<input checked="" type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	安倍内閣総理大臣施政方針演説(第190回国会 平成28年1月)抜粋 「女性が活躍できる社会作りを加速します。」				
備考					

(別紙)

< 4 次計画 政策領域目標一覧 >

I あらゆる分野における女性の活躍 (第 1 ~ 5 分野)

項目	現 状	成果目標 (期限)
国家公務員の女性登用		
本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% (平成 27 年 7 月)	7% (平成 32 年度末)
係長相当職 (本省) に占める女性の割合	22.2% (平成 27 年 7 月)	30% (平成 32 年度末)
地方公務員の女性登用		
都道府県 (市町村) の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5% (14.5%) (平成 27 年)	15% (20%) (平成 32 年度末)
都道府県 (市町村) の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5% (31.6%) (平成 27 年)	30% (35%) (平成 32 年度末)
民間企業の女性登用		
課長相当職に占める女性の割合	9.2% (平成 26 年)	15% (平成 32 年)
係長相当職に占める女性の割合	16.2% (平成 26 年)	25% (平成 32 年)
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	70.8% (平成 26 年)	77% (平成 32 年)
項目	現 状	成果目標 (期限)
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	男性 : 12.9% 女性 : 2.8% (平成 26 年)	5.0% (平成 32 年)
男性の育児休業取得率		
国家公務員	3.1% (平成 26 年度)	13% (平成 32 年)
地方公務員	1.5% (平成 25 年度)	13% (平成 32 年)
民間企業	2.3% (平成 26 年度)	13% (平成 32 年)

II 安全・安心な暮らしの実現（第6～8分野）

項目	現状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注1）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 （平成27年11月）	各都道府県に 最低1か所 （平成32年）
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774件 （平成26年度）	前年度以上 （毎年度）

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（第9～12分野）

項目	現状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% （平成24年）	男女とも100% （平成32年）
待機児童数	23,167人 （平成27年4月）	解消をめざす （平成29年度末）
大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% （平成25年）	男女の修了者割合の 差を5ポイント縮める （平成32年）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% （平成27年）	30% （平成32年）

IV 推進体制の整備・強化

項目	現状	成果目標（期限）
男女共同参画計画の策定率（市町村） （※市町村は特別区を含む。以下同じ。）	市区：97.0% 町村：52.6% （平成27年）	市区：100% 町村：70% （平成32年）

（注1）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	仕事と生活の調和の推進	担当部局名	男女共同参画局		
評価対象政策名	男女共同参画社会の促進	評価対象施策名	仕事と生活の調和の推進		
政策評価実施予定時期	平成33年度中	政策評価対象期間	平成26年度から平成32年度		
テーマの概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という)に基づき、政・労・使、自治体、及び国民等が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。				
達成すべき目標	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和の実現した社会を目指す。	目標設定の考え方・根拠	「憲章」において、国の果たすべき役割として「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援」と掲げられている。		
総合評価方式を採用する理由	仕事と生活の調和の推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、行動指針に掲げられた「2020年の目標値」を踏まえ、平成32年度までを対象期間とした総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	憲章に掲げられている「仕事と生活の調和が実現している社会の姿」を実現するために、総体としてどの程度進捗しているかなどの総合的な観点から評価を行う。その評価に当たっては、行動指針に掲げられた「数値目標」の動向を確認する。「数値目標」とは、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方自治体の取組を推進するための目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について設定されたものであり、 <1>就労による経済的自立が可能な社会、 <2>健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、 <3>多様な働き方・生き方が選択できる社会に分けられ、社会全体として達成することを目指す目標である。				
主な指標等	<1> ①就業率(20～64歳、15歳以上、20～34歳、25～44歳女性、60～64歳) ②時間当たりの労働生産性の伸び率 ③フリーターの数 <2> ④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 ⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合 ⑥年次有給休暇取得率 ⑦メンタルヘルスケアに関する措置をうけられる職場の割合 <3> ⑧短期時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) ⑨自己啓発を行っている労働者の割合 ⑩第1子出産前後の女性の継続就業率 ⑪保育等の子育てサービスを提供している数 ⑫男性の育児休業取得率 ⑬6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、仕事と生活の調和連携推進・評価部会において意見をを得る予定である。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	25年度	26年度	27年度		
	22	30	23	23	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略 改訂2014-未来への挑戦-」(平成26年6月24日 閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日 閣議決定)				
備考					

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	宇宙開発利用に関する施策の推進			担当部局名	内閣府宇宙開発戦略推進事務局	
評価対象政策名	19. 宇宙開発利用に関する施策の推進			評価対象施策名	①宇宙開発利用の推進	
政策評価実施予定時期	平成32年度			政策評価対象期間	平成27年度から平成31年度まで	
テーマの概要	宇宙基本法(平成20年法律第43号)に基づき策定された宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)を下に、宇宙開発利用に関する施策を推進する。					
達成すべき目標	宇宙の持つ潜在力を我が国の安全保障能力の強化や国民生活の向上等に最大限活用するとともに、宇宙を活用して国際社会における我が国のリーダーシップを強化し、人類・社会全体の安全と安定、繁栄と発展の実現に貢献する。			目標設定の考え方・根拠	宇宙基本法(平成20年法律第43号) 宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定) 宇宙基本計画工程表(平成27年度改訂)(平成27年12月8日宇宙開発戦略本部決定)	
総合評価方式を採用する理由	本施策は、施策効果の発現状況を踏まえ工程表の見直しを毎年度実施することとしているが、施策の効果を様々な角度から掘り下げている分析し、施策の評価を行うことから、総合評価方式での評価を行う。					
評価の観点	<p>宇宙基本計画に基づく宇宙開発利用に関する施策の推進に関する施策に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているのかなどの総合的な観点から評価を行う。</p> <p>1 宇宙安全保障の確保 宇宙空間の安定的利用を確保した上で、宇宙を活用した我が国の安全保障能力の強化並びに宇宙協力を通じた日米同盟等の強化を図る。</p> <p>2 民生分野における宇宙利用促進 宇宙を活用した地球規模課題解決と安全・安心で豊かな社会の実現(国土強靱化等)及び関連する新産業の創出(G空間情報の活用等)を図る。</p> <p>3 産業・科学技術基盤の維持・強化 宇宙産業関連基盤の維持・強化及び価値を実現する科学技術基盤の維持・強化を図る。</p>					
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、宇宙政策委員会等の学識経験者等の意見をj得る予定である。					
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する施策	達成手段の概要等
	25年度	26年度	27年度			
(1) 宇宙関係予算	321,845	273,963	278,565	289,919	①	「宇宙基本計画」(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)及び「宇宙基本計画工程表(平成27年度改訂)」(平成27年12月8日宇宙開発戦略本部決定)に基づき、個々の施策・プロジェクト等を着実に推進する。
予算額・執行額	10,555 (10,489)	19,741 (19,658)	19,960	14,477	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	安倍内閣総理大臣発言(宇宙開発戦略本部。平成27年12月)抜粋 GDP600兆円に向けた生産性革命において、宇宙分野を柱の一つとして推進していく。特に、技術進歩により急速に広がりつつある、民間による宇宙開発利用を支援していく。
備考						

総合評価方式により政策評価を実施する平成28年度実施施策の概要

テーマ名	子ども・子育て支援の推進	担当部局名	子ども・子育て本部		
評価対象政策名	21. 子ども・子育て支援の推進	評価対象施策名	①子ども・子育て支援の推進 ③特定教育・保育施設等利用の推進 ④地域における子ども・子育て支援対策の推進		
政策評価実施予定時期	平成32年中	政策評価対象期間	平成27年度から平成31年度まで		
テーマの概要	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。				
達成すべき目標	(1)大綱において、平成31年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後この数値目標達成を目指して施策を推進。 (2)社会全体で子供と子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。	目標設定の考え方・根拠	少子化社会対策基本法第7条及び第17条第2項		
総合評価方式を採用する理由	本大綱はおおむね5年を見直しを行うとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	大綱に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。なお、評価に当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。 1 重点課題 (1)子育て支援施策を一層充実させる。 (2)若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。 (3)多子世帯への一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。 (4)男女の働き方改革を進める。 (5)地域の実情に即した取組を強化する。 2 きめ細かな少子化対策を推進するために講ずる施策 (1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 (2)社会全体で行動し、少子化対策を推進する。				
主な指標等	大綱において、重点課題やきめ細やかな少子化対策を推進するために講ずる施策として掲げられた項目についての推進状況				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	25年度	26年度	27年度		
	50 (37)	3,068 (1,978)	699,576	745,166	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					
備考					